

1965年3月29日(第3日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前11時～午後7時25分)

2. 応招議員の次のおりである。

1番	天久	豪太郎	2番	比	嶺	定	亮
3番	天久	盛雄	4番	安次	富	盛	信
5番	石川	真六	6番	仲	村	察	泉
7番	福	横正	8番	石	田	英	正
9番	安	里安	10番	又	吉	正	弘
11番	石	川	12番	大	川		昇
13番	伊	佐真	14番	仲	村	喜	水
15番	宮	城盛	16番	宮	里	徹	行
17番	伊	佐貞	18番	中	里	幸	助
19番	武	島行	20番	仲	村	盛	光
21番	古	波					

3. 不応招議員はなし

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村	察勝	助役	兵屋	真徳	収入役	沢し	安一
総務課長	松川	正敏		住民課長	仲村	察信		
民政課長	当山	全喜		財政課長	奥里	将俊		
経済課長	伊	佐友誠		建設課長	島袋	昌兼		
水道課長	岡吉	真敏		消防団長	大塚	仁幸		

7. 議会事務局職員の出席者は次のとおりである。

事務局長 宮 城 光 雄 書記 島袋 真田 知念 啓光

1965年3月29日(第3日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前11時~午後7時25分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久豪	太郎	2番	比	嶺	定	亮
3番	天久盛	雄	4番	比	嶺	盛	信
5番	石川真	大	6番	仲	村	春	果
7番	福嶺正	康	8番	石	田	英	正
9番	福安里	安	10番	又	吉	正	弘
11番	石川	繁	12番	大	川		昇
13番	伊佐真	得	14番	大	村	喜	永
15番	宮城盛	昌	16番	宮	里	敏	行
17番	伊佐貞	寿	18番	中	里	幸	助
19番	武島行	男	20番	仲	村	盛	光
21番	古波蔵	清次郎					

3. 不応招議員はなし

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村	春勝	助役	呉屋	真徳	収入役	沢し	安一
総務課長	松川	正義		住民課長	仲村	春信		
民政課長	当山	全喜		財政課長	奥里	将俊		
経済課長	伊佐	友誠		建設課長	島袋	昌兼		
水道課長	国吉	真義		消防団長	大城	仁幸		

7. 議会事務局職員の出席者は次のとおりである。

事務局長 宮城光雄 書記 島袋真由 知念善光

8. 議案 日程は次のとおりである。

1. 議案第1号 両工部光澤及び方原村について (両併第1号)

2. 議案第2号 議案第1号宜野湾市、中城村及び北中城村合併  
促進協議会規約について

3. 議案第3号 議案第6号, 1964年度宜野湾市才入才出決算  
認定について

4. 議案第4号 議案第7号, 1964年度宜野湾市上水道特別  
会計才入才出決算認定について

5. 議案第5号 決議案第1号, 指定公益事業に伴う用務売却等  
に関する課税特別措置早期立法方議請決議につ  
いて。

6. 議案第6号 併第2号, 沖縄外地ひきあげ者協会宜野湾支  
部への補助金交付方原村について。

7. 議案第7号 議案第8号, 1965年度宜野湾市才入才出通  
加更正予算について

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 商工観光課設置方陳情について（陳情第1号）

日程第2. 議案第1号宜野湾市・中城村及び北中城村合併促進協議会規約について

日程第3. 議案第6号，1964年度宜野湾市才入才出決算認定について

日程第4. 議案第7号，1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出決算認定について

日程第5. 決議案第1号，特定公益事業に併う用地売却等に関する課税特別措置早期立法方懇請決議について。

日程第6. 陳情第2号，沖縄外地ひきあげ者協会宜野湾支部への補助金交付方陳情について。

日程第7. 議案第8号，1965年度宜野湾市才入才出追加更正予算について

議 長～出席は6名であります。南町村自治法の第53条の規定により議会は成立致しておりますのでこれより本日の会議を開きます。(午前11時)

議 長～暫休憩致します。(午前11時01分)

議 長～再開致します。(午前11時02分)  
経工委員長さんもおみえになつておりますので早速本日の議題に移ります。目録第1、陳情第1号 商工局長補光課設置方陳情については経工委員会の方に付託してありましたので一応経工委員長の報告を求めます。その前に報告書が参つておりますので報告書を本務局長を通じて朗読させます。

議 長～経工委員長の報告を申し上げます。内容については只今本務局の方から朗読した通りでございます。尚別紙資料の方にその理由についても申し上げてありますので外にここで御報告することはございません。後は質問にお答えすることに致します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

4 番～商工補光課を早急に設置すべきだと云う決定がなされておりますが現在の役所機構の改革とも関連するかと思つておりますが、どの程度現在の機構が改革されて、そして新しく設置される所の補光課がいつ設置されるか、その辺の見通しについてお話し合いになつ無事があれば説明願います。

経工委員長～付帯意見の方に何してあります様に次年度からそれをやつてもらいたいと云うことを強く要望してございます。

4 番～只付帯意見の要否はではなくして市当局に対してどの程度市当局の意向がキアツチ出来たかどうか、或は本市としていつ頃その設置の見通し出来るかどうか、その点についてお

議長～出席16名であります。市町村自治法の第53条の規定により議会は成立致しておりますのでこれより本日の会議を開きます。(午前11時)

議長～暫休憩致します。(午前11時01分)

議長～再開致します。(午前11時02分)  
経工委員長さんもおみえになつておりますので早速本日の議題に移ります。日程第1、陳情第1号 商工委員観光課設置方陳情については経工委員会の方に付託してありましたので一応経工委員長の報告を求めます。その前に報告書が参つておりますので報告書を専務局長を通じて朗読せしめます。

議長～経工委員長の報告を申し上げます。内容については只今専務局の方から朗読した通りでございます。尚別紙資料の方にその理由についても申し上げてありますので外にここで御報告することはございません。後は質問にお答えすることに致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

4 番～商工観光課を早急に設置すべきだと云う決定がなされておりますが現在の役所機構の改革とも関連するかと思つておりますが、どの程度現在の現機構が一致されて、そして新しく設置される所の観光課がいつ設置されるか、その辺の見透しについてお話し合いになつてゐる事があれば説明願います。

経工委員長～付帯意見の方に何してあります様に次年度からそれをやつてもらいたいと云うことを強く要望してございます。

4 番～只付帯意見の要望じゃなくして市当局に対してどの程度市当局の意向がキヤツ子出来たかどうか、或は本市としていつ頃その設置の見通が出来るかどうか、その点についてお

伺います。

議 長～暫休憩致します。(午前11時10分)

議 長～再開致します。(午前11時11分)

経工委員長～この件については、時期的な問題については確約はございません。当局のいわゆる予算とも関連する問題でありますので極力そういうふうに努力すると云う程度までの話し合いでございます。

4 番～市長にお伺いしたいと思います。只今の質問に関連しまして既に次年度の事業計画その他の計画に着手しつつある段階にあるんじゃないかと思っておりますが、この問題についてどの程度進められているかどうか、只努力するんだと云う様な只今の委員長からの答弁でございましたが、次年度において新しい観光課が実現するかどうか、それについて市長の見通しをお伺いします。

市 長～只今委員長さんからのお話にもありました様にこの仕事をやるにはどうしても予算を伴うそれから役所の機構の改革にも要りますので、これからと云う所でありましてまだその準備にはかかっておりません。今各課に対する予算の資料を準備して集めつつある所であります。

4 番～新年度においては実現するかどうか、その辺の所はお答え出来ませんか。

市 長～まだです。

4 番～じゃ、委員長にお伺い致します。添付書類として資料がございしますが、この商工観光に関する事業、これは事務分たんになりますか。

経工委員長～例えばこういうふうな事がなされなければならぬ

伺います。

議長～暫休憩致します。(午前11時10分)

議長～再開致します。(午前11時11分)

経工委員長～この件については、時期的な問題については確約はございません。当局のいわゆる予算とも関連する問題でありますので極力そういうふうに努力すると云う程度までの話し合いでございます。

4番～市長にお伺いしたいと思います。只今の質問に関連しまして既に次年度の事業計画その他の計画に着手しつつある段階にあるんじゃないかと思っておりますが、この問題についてどの程度進められているかどうか、只努力するんだと云う様な只今の委員長からの答弁でございましたが、次年度において新しい観光課が実現するかどうか、それについて市長の見通しをお伺いします。

市長～只今委員長さんからお話にもありました様にこの仕事をやるにはどうしても予算を伴うそれから役所の機構の改革にもありますので、これからと云う所でありましてまだその準備にはかかつておりません。今各課に対する予算の資料を準備して集めつつある所であります。

4番～新年度においては実現するかどうか、その辺の所はお答え出来ませんか。

市長～まだです。

4番～じゃ、委員長にお伺い致します。添付書類として資料がございますが、この商工観光に関する事業、これは事務分たんになりますか。

経工委員長～例えばこういうふうな事がなされなければならぬ



だと云うふうな事でございます。商工部光課そのものが出  
来な場合ですね。こういうふうな仕事があるんだと云う意  
味でございます。それは外にもさがせば或はありうるかも  
知れませんが、大まかにこういつたものが重大な問  
題としてあるんだと云うことを列挙してございます。

4 番～新しい課が設置されなくても現在の機構の中で当然その資  
料に差づく事務分たん或はこの事項につきましては当然な  
すべきでありますか。現在これについてどの程度市がやつ  
ているかどうか。例えば最初にかかっています所の商工  
信用組合の指導育成と云うことになつておりますが、まだ  
結成もされておられませんし、この組合が結成させるために  
どの様に工作がなされて来たか、その辺についてお伺いし  
たいと思ひますが、

商工委員長～詳しい事についてはよく存じておりませんが、  
現状、本市の場合、只係が1人おりますのでそういつた面  
において非常に事欠いておると云うことを取り上げまして  
審査の結果の理由として書いてある通りでございます。

16 番～こういうふうな陳情者の趣旨を申しますか、そういつた意  
味で審査の過程におきまして、商工会頭さんが何か不在で  
あつたのか、お招きしてない様に感じておりますが、事務  
局長だけお招きしておつた様でございますけれども、これ  
だけの資料が出ておりますか。現在までと現在の機構の中  
で市当局がどの程度これを実行されておるかどうか、それ  
と商工会自体から当局へ対して陳情があつたと思ひます  
けれどもそれに対するご見解をお願い致します。

商工委員長～商工業者からの代表者を呼ばなかつたかと云うことで  
ございますけれども、その本課を設置すること自体、その  
内容においても既にその陳情書の中に充分に盛り込まれてお  
る、後は執行当局の問題だと云うふうな見解からでございます。  
理由に現在までどの程度やつておるかということとは私

だと云うふうな事でございます。商工観光課そのものが出  
来た場合ですね。こういうふうな仕事があるんだと云う意  
味でございます。それは外にもさがせば或はありうるかも  
知れませんが、大まかにこういつたものが重大な問  
題としてあるんだと云うことを列挙してございます。

- 4 番～新しい課が設置されなくても現在の機構の中で当然その資  
料に基づく事務分たん或はこの事項につきましても当然な  
すべきでありますか。現在これについてどの程度市がやつ  
ているかどうか。例えば最初にかかっています所の商工  
信用組合の指導育成と云うことになつておりますが、まだ  
結成もされておられませんし、この組合が結成させるために  
どの様に工作がなされて来たか、その辺についてお伺いし  
たいと思っております。

経工委員長～詳しい事についてはよく存じておりませんが、  
現状、本市の場合、只係が1人おりますのでそういった面  
において非常に事欠いておると云うことを取り上げまして  
審査の結果の理由として書いてある通りでございます。

- 16 番～こういうふうに陳情者の趣旨を申しますか。そういった意  
味で審査の過程におきまして、商工会頭さんが何か不在で  
あつたのか、お招きしてない様に感じておりますか。事務  
局長だけお招きしておつた様でございますけれども、この  
点どういつた理由でお招きしなかつたのか。もう1つこれ  
だけの資料が出ておりますか。現在までに現在の機構の中  
で市当局がどの程度これを実行されておるかどうか、それ  
と商工会自体からも当局へ対して陳情があつたと思つた  
けれどもそれに対するご見解をお願い致します。

経工委員長～商工業者からの代表者を呼ばなかつたかと云うことで  
ございますけれども、その本課を設置すること自体、その  
内容においても既にその陳情書の中に十分に盛り込まれてお  
る。後は執行当局の問題だと云うふうな見解からでございます。  
理由に現在までの程度やつておるかということとは私

から申すまでもなく皆様方よく御存知でございます。それはその理由として審査の結果の理由の2番目にちやんと明記してございます。3番目に当局の方にそういつた陳情が来ておるはずだと云うこととでございますが、この問題については先程十分に市長さんから答弁があつたところ思つております。

16番～機関にこれだけ出た以上は、この必要性を認めて一応決定したという段階まで委員会の方はなつて居りますけれども当局としての今後の機構の改革と云つた面との関連性は聞いてないかどうか。

議長～暫休憩致します。(午前11時20分)

議長～再開致します。(午前11時32分)

4番～委員会の方では必要性を強調しておりますが、現時点において果して当局が現段階において早急に必要であるかどうか、まだはつきりした確信が得られませんがそれについて委員会がどの程度当局が積極的にその必要性を認めているかどうか、その点に答弁出来たらお願い致します。

経工委員長～只今の質問は非常に微妙な問題だと感じます。先程市長の説明もありました。天久泰太郎議員からの補足説明もありましたが、その受け取り方はそれ個々によつて違ふと思ひますので、その点はどうだと云ふうなはつきりした事は黨から申し上げられませんが、その個々の取り方の問題だと感じます。意欲の問題は、

4番～現時点において早急に必要性を感じておられると、どうしても早急にこの問題は解決しなければならぬと云つた様な市当局は考え方に立つておられるかどうか。それについて、

市長～繰り返して申し上げますが、業者の方々や委員会の意向に

から申すまでもなく皆様方よく御存知でございます。それはその理由として審査の結果の理由の2番目にちやんと明記してございます。3番目に当局の方にそういった陳情が来ておるはずだと云うことでございますが、この問題については先程十分に市長さんから答弁があつたところ思つております。

16番～機関にこれだけ出た以上は、この必要性を認めて一応決定したという段階まで委員会の方はなつて居りますけれども当局としての今後の機構の改革と云つた面との関連性は聞いてないかどうか。

議長～暫休憩致します。(午前11時20分)

議長～再開致します。(午前11時32分)

4番～委員会の方では必要性を強調しておりますが、現時点において果して当局が現段階において早急に必要であるかどうか、まだはつきりした確信が得られませんがそれについて委員会がどの程度当局が積極的にその必要性を認めているかどうか、その点にご答弁出来たらお願い致します。

経工委員長～只今の質問は非常に微妙な問題だと思ひます。先程市長の説明もありましたし、天久豪太郎議員からの補足説明もありましたが、その受け取り方はこれは個々によつて違ふと思ひますので、その点はどうぞと云うふうなはつきりした何は私から申し上げられません。その個々の取り方の問題だと思ひます。意欲の問題は。

4番～現時点において早急に必要性を感じておられると、どうしても早急にこの問題は解決しなければならないと云つた様な市当局は考え方に立つておられるかどうか。それについて。

市長～繰り返して申し上げますが、業者の方々や委員会の意向に

対してはどうしてもこれに応える様に努力しなければならぬ  
ないとは思いますが、先きから予算の問題があり機構の改  
善の問題があり、遂行が難しいのでこれを早急にすゝめ置く  
と云うことは今の所無理じゃないかと思うのであります。

8 番～委員長報告によりますと、商工観光課の設置は大変必要で  
あると云うことで次年度には設置する様なお考えであります  
。けれども問題はこれは商工課を設置することによつて  
この地域の商工業者の発展と云うことは当然期せられる訳  
ではありますか、しかしこの課そのものを設置することによ  
つて発展するかと云うことは、これは非常に疑問だと思つて  
おります、先ず問題は入選であるだろうと思つておられま  
すか、その有能な商工観光課のいわゆる指導者と申しましよ  
うか、そういった人が実際に得られるならば、これは適切な問  
題ではあるかと思つたが、こういった面十分を校討されて  
の次年度というふうにしたんでしようか。

経工委員長～おつしやる通り確かでございます。機構は出来てもそ  
れに伴えない所の人材がそこにそろわないと云つた場合  
はなる程所期の目的は達成するとは出来ないのでありま  
しよ、しかしながらのこと人選の問題まで我々が云々と云  
うことは、これは権限外だとも云うふうに考えます。

8 番～結局云わんとする所は委員会がこの問題を審査するに当り  
まして当局へのその入選のある程度の設置しようとする意  
欲があるならば、それに関連する所の人材と云うものもあ  
る程度の見当はつけてはないかどうかと云うことを私は疑  
問に思つて質問する訳であります。

経工委員長～先ず一応機構が出来て、そしてしかるべき人材をあつ  
てと云うのが順序だとも思つて、いわゆる人材はあつ  
ての機構じゃないと云うことでございませう、先ずそういう  
ことが出来た場合と云う仮定でもつて、いわゆる人間を云

対してはどうしてもこれに應える様に努力しなければならぬ  
ないとは思いますが、先きから予算の問題があり機構の改  
善の問題があり機構のますのでこれを早急にすぐ措置する  
と云うことは今の所無理じゃないかと思うのであります。

- 8 番～委員長報告によりますと、商工観光課の設置は大變必要で  
あると云うことで次年度には設置する様なお考えであります。  
けれども問題はこれは商工課を設置することによつて  
この地域の商工業者の発展と云うことは当然期せられる訳  
ではありますか、しかしこの課そのものを設置することによつて  
発展するかと云うことは、これは非常に疑問だと思  
っております。先ず問題は入選であるだろうと思ひますか  
その有能な商工観光課のいわゆる指導者と申しまししょうか  
そういつた人が実際に得られるならば、これは適切な問題  
ではあるかと思ふのだが、こういつた面十分を検討されて  
の次年度というふうにしたんでしようか。

経工委員長～おつしやる通り確かでございます。機構は出来てもそ  
れに伴えない所の人材がそこにそろわないと云つた場合  
はなる程所期の目的は達成するとは出来ないでありますし  
よう。しかしながらのこと入選の問題まで我々が云々と云  
うことは、これは権限外だところ云うふうに考えます。

- 8 番～結局云わんとする所は委員会がこの問題を審査するに当り  
まして当局へのその入選のある程度の設置しようとする意  
欲があるならば、それに関連する所の人材と云うものもあ  
る程度の見当はつけてはないかどうかと云うことを私は疑  
問に思つて質問する訳であります。

経工委員長～先ず一応機構が出来て、そしてしかるべき人材をあて  
ると云うのが順序だところ思ひます。いわゆる人材はあつ  
ての機構じゃないと云うことでございます。先ずそういう  
ことが出来た場合と云う仮定でもつて、いわゆる人間を云

々と人材を云々と云うことは越権だとかういうふうに考え  
ます。

議 長～質問もない様でありますので、委員長報告を終ることに  
異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～と異議ございませんので委員長報告を終ることに致し  
ます。

議 長～本案に対する討論を求めます。

4 番～結論から申し上げまして、委員会案に賛成であります。委  
員会報告の時に当局につつ込んで質問しましたが、この突  
破する時期については、確答を得られませんでしたか、し  
かしその必要性については充分伺えましたので次年度にお  
いては全商工業者の願望であります所のこの問題を早急に  
処置して、そして積極的な商工行政を推進して頂きます様  
にご希望申し上げまして委員会案に賛成であります。

議 長～その外にございませんか、なければ討論を打ち切りたいと思  
いますがと異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～と異議ございませんので討論を打ち切り表決に移ります。

議 長～委員会案通り採択することに異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～と異議ございませんので委員会案通り採択することに決定  
致します。次は日程に従いまして冒程第2議案第1号、  
宮崎市中城村及び北中城村合併促進協議会規約についてを  
上程致します。

々と人材を云々と云うことは越権だとかういうふうに考え  
ます。

議 長～質問もない様でありますので、委員長報告を終ることに  
異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～ご異議ございませんので委員長報告を終ることに致します

議 長～本案に対する討論を求めます。

4 番～結論から申し上げまして、委員会案に賛成であります。委  
員会報告の時に当局につつ込んで質問しましたが、この実  
現する時期については、確答を得られませんでしたか。し  
かしその必要性については充分伺えましたので次年度にお  
いては全商工業者の願望であります所のこの問題を早急に  
処理して、そして積極的な商工行政を推進して頂きます  
様に希望申し上げまして委員会案に賛成であります。

議 長～その外にございませんか。なければ討論を打ち切りたいと思  
いますがご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～ご異議ございませんので討論を打ち切り表決に移ります。

議 長～委員会案通り採択することに異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～ご異議ございませんので委員会案通り採択することに決定  
致します。次は日程に従いまして日程第2議案第1号、宮  
野湾市中城村及び北中城村合併促進協議会規約についてを  
上程致します。



議長～暫休憩致します。(午前11時40分)

議長～再開致します。(午前11時41分)

目程の第2,尚第3の議案第6号の64年度宜野湾市才入才出決算認定について並びに64年度の宜野湾市上水道特別会計才入才出決算認定についてを財政委員会の方に付託してありましたので一応委員長の報告を求めます,その前に報告書が参っておりますので事務局長をして朗読せしめます.

議長～財政委員長の報告を求めます.

財政委員長～去つた19日の本会議におきまして付託されました1964年度宜野湾市才入才出決算認定及び上水道特別会計才入才出決算認定に対しまして~~報告~~致しました結果この報告書にもある通りこれを本会議に返戻するに決まっておりますのであります.この返戻する理由と致しましては,その報告書の内容にもあります通り審査の過程に於きまして,諸帳簿或はその他の資料を当局に要求致しましてその資料に基づいて審査をしたのであります.その内容現金に關する調書がございませうか,この現金に關する調書と高にわゆる当時の63年度の12月1日現在における預金残高が一致しなかつた,この点は去つた23日から始まつたものであります.市長始め関係長,色々出席を求めまして,質疑答弁を要しましたが,一向にこれはかどらなかつたのであります.結局委員会に付託された目程に限られた目程もありません.充分にこの64年度の本入才出の決算及び特別会計が完全に審査出来なかつたか云々云々理由でこれを本会議に返戻すると云う事になつた訳でございませう.その他につきましても,付帯意見にもありますが,審査致しました所,財政上の事務不備等いつた面がやつかんつたのであります.したが,こう云つた点を当局はよりよき態率の~~向上~~向上に確立をはかるべき問題ではないかと云う様に委員会

議長～暫休憩致します。(午前11時40分)

議長～再開致します。(午前11時41分)

日程の第2,尚第3の議案第6号の64年度宜野湾市才入才出決算認定について並びに64年度の宜野湾市上水道特別会計才入才出決算認定についてを財政委員会の方に付託してありましたので一応委員長の報告を求めます。その前に報告書が参つておりますので事務局長をして朗読せしめます。

議長～財政委員長の報告を求めます。

財政委員長～去つた19日の本会議におきまして付託されました1964年度宜野湾市才入才出決算認定及び上水道特別会計才入才出決算認定に対しまして、致しました結果この報告書にもある通りこれを本会議に返戻するといふふうには決定したのであります。この返戻する理由と致しましては、この報告書の内容にもあります通り普通審査の過程におきまして、諸帳簿或はその他の資料を当局に要求致しましてその資料に基づいて審査をしたのであります。その内現金に関する調査がございませうか、この現金に関する調査といふゆる当時の63年度の12月1日現在における預金残高におきまして、線密に審査致しました所、その残高が一致しなかつたと、この点は去つた23日から始まつたんであります。何故一致しなかつたかと云う点につきまして、市長始め関係課長、色々出席を求めまして、質疑答弁を求めたんであります。一向にこれではかどらなかつたと結局委員会に付託された日程も限られた日程もありまして十分にこの64年度の才入才出の決算及び特別会計が完全に審査出来なかつたと云う様な理由でこれを本会議に返戻するという事になつた訳でございませう。その他につきましては、付帯意見にもありますが、審査致しました所、財政上の事務不備そいつた面がじやつかんあつたのであります。ところが云つた点を当局はよりよき比率の上が多様に完全に確立をはかるべき問題ではないかと云う様に委員会

してはこう意見を持つ次第でございます、その外皆さんからご質問がありましたら答弁は致しますけれども、こと決算内容につきましては、当局をして説明する箇所が出て来るかも知れませんので左様ご了承お願いしたいと思っております。

議長～委員会報告に対する質疑を求めます。

15番～お尋ね致します、63年度12月1日現在における云々とありますけれども、それが生じた原因ですね、その説明をお願いします。

財政委員長～63年12月1日現在における残高が一致しなかつたとそれに関する生じた理由と云うご質問でございますが、委員会と致しましては、この才入面の不納欠損額を出てお尋ねの金額と致しましては、この才入面の不納欠損額の内訳を総額\$7,309,08の不納欠損額が出ております。それで委員会と致しましては、この不納欠損額の内訳を当局へ資料その他を提出求めました所、今の不納欠損の\$7,309,08の内訳が1985ドル87セントこれは63年度以前の徴収不能額それから1981ドル81セントこれは時効にかかった金額、それから\$3,501ドル40セントと云う誤りによる金額計\$7,309,08と云うふうに不納欠損額が生じております。それで委員会と致しましては、このサケ誤の\$3,501,40の内容を追究質問致しました所、結局前収入後から収入後代理者に引継かれたのがちよう度63年12月1日現在になつております、これは市町村の事務引継規則の第11条にうたわれております通り行政主席に報告する様になつております。この面を校對致しました所その12月1日現在における所の現金に關する調書との額に差額が出たと、いわゆる一致しなかつたと云う点で委員会と致しましては、この日程間審査したんであります、満足なこの額が出なかつた様な次第でここに理由があつた様な訳であります。

してはこう意見を持つた次第でございます。その外皆さんからご質問がありましたら答弁は致しますけれども、こと決算内容につきましては、当局をして説明する箇所が出て来るかも知れませんので左様ご了承お願いしたいと思っております。

議長～委員会報告に対する質疑を求めます。

15番～お尋ね致します。63年度12月1日現在における云々とありますけれども、それが生じた原因ですね、その説明をお願いします。

財政委員長～63年12月1日現在における残高が一致しなかつたとそれに関する生じた理由と云うご質問でございますが、委員会と致しましては、この才入面の不納欠損額が出てお尋ね～それで委員会と致しましては、この不納欠損額の内訳を当局\$7,309,08の不納欠損額が出ております。それで委員会と致しましては、この不納欠損額の内訳を当局へ資料その他を提出求めました所、今の不納欠損の\$7,309,08の内訳が1985ドル87セントこれは63年度以前の徴収不能額それから1821ドル81セントこれは時効にかかった金額、それから3,501ドル40セントと云う誤りによる金額計\$7,309,08と云うふうに不納欠損額が生じております。それで委員会と致しましては、このサリ誤の\$3,501,40の内容を追究質問致しました所、結局前収入後から収入後代理者に引継かれたのがちよう度63年12月1日現在になつております。これは市町村の事務引継規則の第11条にうたわれております通り行政主席に報告する様になつております。この面を検討致しました所その12月1日現在における所の残とこの報告書による所、いわゆる行政主席に報告した所の現金に関する調書との額に差額が出たと、いわゆる一致しなかつたと云う点で委員会と致しましては、この日程間審査したんではあります、満足なこの何が出なかつた様な次第でここに理由があつた様な訳であります。

15番～差額についてはいくらですか。

財政委員長～当局からの資料によりまずと現金に関する調書、その残額が\$27,375.53と、これは行政主席に報告された12月1日現在の金額であります。どうも失礼致しました。63年12月1日現在の額は今申し上げました通りであります。その当時の現金残高がこれは預金通帳簿が6さつであります。この簿さつの集計を取つてみた所\$4,099.27結局その差額が23,276.26の差額が出たのであります。

15番～この差額結局この差額が出ている理由ですかね。これは一体どういうことになりますかね。

財政委員長～その前にこの差額が出ましたと云うふうに申し上げました所これは委員会活動は20日から始まつてあります。20日、23日、26日、27日、28日となつております。そのポイントに來て審査したのがちよつと23日です。ありますが、23日この差額が出た我々が審査してとれだけの差額が出たと云うことは発見した訳です。それで24日、25日は休会しまして当局への資料取集、その他の調査すべき期間を与えた訳です。結局26日、27日に至つて審査を致しました所、27日までは充分な回答が得られなかつた。しかし日程はありますし、結局完全な全部の審査が出来ませんので打ち切る予定であつたのであります。結局27日の夕方この差額が漸く発見されたのであります。しかし、発見はされましたけれども、まだ完全な一表にはなつておりません。

5番～お尋ね致しますけれども、そこに當てお尋ねするね。預金通帳簿税徴取簿ですか。それ以外の資料を求められたことありますか。

財政委員長～資料は結局審査の過程におきましては、預金通帳とか才入帳簿、滞納整理簿とそう云つた面を以つて審査をしたのであります。

15番～差額についてはいくらですか。

財政委員長～当局からの資料によりますと現金に関する調書、この残額が\$27,375,53と、これは行政主席に報告された12月1日現在の金額であります。どうも失礼致しました。63年12月1日現在の額は今申し上げました通りであります。その当時の現金残高がこれは預金通帳簿が6さつであります。この簿さつの集計を取つてみた所\$4,099,27結局その差額が23,276,26セントの差額が出たのであります。

15番～この差額結局この差額が出ている理由ですかね。これは一体どういうことになりますかね。

財政委員長～その前にこの差額が出ましたと云うふうに申し上げた所これは委員会活動は20日から始まつております。20日、23日、26日、27日、28日となつております。そのポイントに来て審査したのがちようど23日ですが、23日この差額が出たと我々が審査してこれだけの差額が出たと云うことは発見した訳です。それで24日、25日は休会しまして当局への資料収集、その他の調査すべき期間を与えた訳です。結局26日、27日に至つて審査を致しました所、27日までは充分な回答が得られなかつた。しかし日程はありますし、結局完全な全部の審査が出来ませんので打ち切る予定であつたのであります。結局27日の夕方この差額が漸く発見されたのであります。しかし、発見はされましたけれども、まだ完全な一致にはなつておりません。

5番～お尋ね致しますけれども、そこに出てお尋ねしますね。預金通帳簿税徴取簿ですか。それ以外の資料を求められたことありますか。

財政委員長～資料は結局審査の過程におきましては、預金通帳とか才入整理簿、滞納整理簿とそう云つた面を以つて審査をしたのであります。

15番～数字的な問題になりますので直ぐには検討できませんので後でお伺いします。附帯意見の方に審査の過程で金せん取扱並に帳簿不整ですか、云々がありますが、こういった問題点は大部あるんですか。

財政委員長～じやふん整る様になります。

15番～具体的によろしかつたらお願いします。

財政委員長～具体的に申しますと云うと、才入日計表あたりを見ました場合に現金取入じやなくて小切手による所の取入もあります。所がこの小切手取入の場合には、この摘要欄或は備考等に小切手番号とか、発行先とかと云うものを書くべきではないかとその今回の様な審査にあつた場合にさう切に感じました訳なんです。だからこういった面とか、その他色々その不納欠損額による所のあのさく誤の問題、こういった面からしましてもいわゆる63年度以前の滞納額が入つた場合にはですね、これは64会計年度に当然入るべきものであるけれどもこれが入つてなかつたと云う様なさう云つた様な事務面、当局のお聞きしたんでありますが、

15番～委員会としては日程がなくて、差額を生じたその理由などについては話されて審査は委員会自体としてはまだなをされてない訳ですね。

財政委員長～いや、はばその差額の生じたと云うことは、ざりざりの日程つまり昨日までに漸くこれが発見究明した訳なんです。これがもつと早くですね、差額がどういつた差額が出たかと云う事が知り得たならばその限られ日程においては、特別会計まで完全に清尾すべき審査が出来たんじやないかと思つております。

7番～今先の15番議員の質問に対して差額の\$23,000のあれが出てることになっていますが、これに対して当局の

15番～数字的な問題になりますので直ぐには検討できませんの後でお伺いします。附帯意見の方に審査の過程で金せん取扱並に帳簿不整ですか、云々がありますが、こういった問題点は大部あるんですか。

財政委員長～じゃかんある様にあります。

15番～具体的によろしかつたらお願いします。

財政委員長～具体的に申しますと云うと、才入日計表あたりを見ました場合に現金収入じゃなくて小切手による所の収入もあります。所がこの小切手収入の場合には、この摘要欄或は備考等に小切手番号とか、発行先とかと云うものを書くべきではないかとその今回の様な審査にあつた場合にちゆう切に感じた訳なんです。だからこういった面とか、その他色々その不納欠損額による所のあのさく誤の問題、こういった面からしましてもいわゆる63年度以前の滞納額が入つた場合にはですね、これは64会計年度に当然入るべきものであるけれどもこれが入つてなかつたと云う様なそう云つた様な事務面、当局のお聞きしたんでありますが、

15番～委員会としては日程がなく、差額を生じたその理由などについては話されて審査は委員会自体としてはまだなきされてない訳ですね。

財政委員長～いや、ほぼその差額の生じたと云うことは、ぎりぎりの日程つまり昨日までに漸くこれが発見究明した訳なんです、これがもつと早くですね、差額がどういつた差額が出たかと云う事が知り得たならばその限られ日程においては、特別会計まで完全に満足すべき審査が出来たんじやないかと思つております。

7番～今先の15番議員の質問に対して差額の\$23,000のあれが出ていることになつていますが、これに対して当局の



明があつたかと思いますが、ご説明をお願いします。

財政委員長～\$23,000 余り差額が出たと云うことは昨日の夕刻、ややこれに近い線が出たのでありますが、これはご参考に申し上げたいと思ひます。差額は23,000 ドル余りありますが、その間調べました所 \$21,647,19 と云うものが発見出来ましたが、それでも結局尚差額におきましては、\$1,629,07 と云うのがござりますが、もう日程もなかつたのでこの線まではまだ審査が充分になされておられません。

7 番～この差額の \$23,000 余りの差額とこの \$11,647,19 の差額はあの差額の内から出た訳ですか。

財政委員長～そうです、\$23,000 余りの差額が出たんだが、

7 番～これは何から出ておるんですか。

財政委員長～結局委員会と致しましては、あくまでもこの取入役名簿による所の預金帳或はその保管された現金と照合した結果これだけの差額が出たと云う訳なんです。

7 番～結局現在の差額は \$2,000 位足りない訳ですか。

財政委員長～\$1,629,07 副委員長が補足説明をするそうですからどうぞ。

5 番～只今委員長が説明をなされておりますが、\$1,629,07 はまだ不明であると云つた様な印象を受けます。しかしながら \$1,629,07 の結局現金として受け取つて済まされておることになつております。ですから \$23,000 余りの一筆しなかつた差額全額が現在においては戻つておることになつております。その点補足説明加えておきます。

10 番～この不足額は12月1日現在になつておるんですか。

明があつたかと思いますが、ご説明をお願いします。

財政委員長～\$23,000 余り差額が出たと云うことは昨日の夕刻、ややこれに近い線が出たのでありますが、これはご参考に申し上げたいと思います。差額は 23,000 ドル余りですが、その間調べました所 \$21,647,19 と云うものが発見出来ました。それでも当届尚差額におきましては、\$1629,07 と云うのがございますが、もう日程もなかつたのでこの線まではまだ審査が充分になされておられません。

7 番～この差額の \$23,000 余りの差額とこの \$11,647,19 の差額はあの差額の内から出た訳ですか。

財政委員長～そうです。\$23,000 余りの差額が出たんだが。

7 番～これは何から出ておるんですか。

財政委員長～結局委員会と致しましては、あくまでもこの収入役名義による所の預金帳或はその保管された現金と照合した結果これだけの差額が出たと云う訳なんです。

7 番～結局現在の差額は \$2,000 位たりない訳ですか。

財政委員長～\$1,629,07 副委員長が補足説明をするそうですからどうぞ。

5 番～只今委員長が説明をなされておりますが、\$1,629,07 はまだ不明であると云つた様な印象を受けます。しかしながら \$1,629,07 の結局現金として受け取つて済まされていることになつております。ですから \$23,000 余りの一致しなかつた差額全額が現在においては戻つていないことになつております。その点補足説明加えておきます。

10 番～この不足額は 12 月 1 日現在になつておるんですか。

財政委員長～いや、そうじゃないです、これは結局12月1日現在と云うことは前取入役から取入役を代行する者に対する引継いだ当時の額、所が64年の1月16日におきましては完全に合つておると云うことになっております、答結局46日間ですか、その間においてのその差額であります。

議長～暫休憩致します。(午後零時05分)

議長～再開致します。(午後零時08分)

10番～監査員にお聞きしたいと思ひます、監査結果報告においてはほぼ良好と云う様な御意見がございましたが、委員会の方としては現金の一致してない点が見出された様でございますが、月例監査行なつておりますか、その点お伺ひしたいと思ひます。

監査委員～お答えします、月例検査は現在実行しております。

10番～12月においては、どういふ監査の結果は異状はなかつたですか。

14番～記録を取りよめますから記録によつて説明申し上げます。

議長～暫休憩致します。(午後零時10分)

議長～再開致します。(午後零時18分)  
委員会案に対する質疑もつきた様でありますので、質疑を終りたいと思ひますが御異議ございませんか。  
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ございませんので質疑を終ります、委員長報告を終ります。  
委員会案通り返戻を承認することに御異議ございませんか。(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ございませんので委員会案通り返戻を認めることに決定致します。

財政委員長～いや、そうじゃないです。これは結局12月1日現在と云うことは前取入役から取入役を代行する者に対する引継いだ当時の額、所が64年の1月16日におきましては完全に合つておると云うことになつております。結局結局46日間ですか、その間においてのその差額であります。

議長～暫休憩致します。(午後零時05分)

議長～再開致します。(午後零時08分)

10番～監査員にお聞きしたいと思ひます。監査結果報告においてははば良好と云う様な御意見がございましたが、委員会の方としては現金の一致してない点が見出された様でございますが、月例監査行なつておりますか。その点お伺ひしたいと思ひます。

監査委員～お答えします。月例検査は現在実行しております。

10番～12月においては、どういふ監査の結果は異状はなかつたですか。

14番～記録を取りよせますから記録によつて説明申し上げます。

議長～暫休憩致します。(午後零時10分)

議長～再開致します。(午後零時18分)

委員会案に対する質疑もつきた様でありますので、質疑を終りたいと思ひますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ございませんので質疑を終ります。委員長報告を終ります。

委員会案通り返戻を承認することに御異議ございませんか。(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ございませんので委員会案通り返戻を認めることに決定致します。

議 長～休会10分（12時00分）

議 長～再開10分（12時10分）

議 長～本案に対する質疑を求めます。

- 4 番～本案件につきましては、委員会に付託してありましたが審査する期間が限られておつた関係で一応本会議に返戻された。そして今本会議において質疑が行なわれておりますが、本案件を充分審査処理するために財政委員会に再付託したいと思つております。尚審査については閉会中に審査してもらつて、次の本会議に報告してもらふ様にお願いたします。

（賛成と呼ぶ）

議 長～所定の賛成者がありましたので、只今の動議は成立いたしました。

お諮りいたします。本案を財政委員会に再付託することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がございませんので、本案は財政委員会に再付託することにいたします。

尚 審査の方法といたしましては、閉会中も審査していただきまして、6月の定例会までに報告してもらふ様にお願いたします。

議 長～暫休憩いたします。（午後12時29分）

議 長～再開いたします。（午後2時35分）

議 長～日程に従ひまして次は議案第1号宜野湾市、中城村及び北中城村合併促進協議会規約についてを上程いたします

議 長～暫休憩いたします。（午後2時36分）

議 長～再開いたします。（午後3時45分）

議案-林野1号(12時20分)

..阿南1号(12時25分)

議長～本案に対する質疑を求めます。

- 4 番～本案件につきましては、委員会に付託してありましたが審査する期間が限られておつた関係で一応本会議に返戻された。そして今本会議において質疑が行なわれておりますが、本案件を充分審査処理するために財政委員会に再付託したいと思つております。尚審査については閉会中に審査してもらつて、次の本会議に報告してもらう様にお願いたします。

(賛成と呼ぶ)

議長～所定の賛成者がありましたので、只今の動議は成立いたしました。

お諮りいたします。本案を財政委員会に再付託することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、本案は財政委員会に再付託することにいたします。

尚審査の方法といたしましては、閉会中も審査していただきまして、6月の定例会までに報告してもらう様にお願いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後12時29分)

議長～再開いたします。(午後2時35分)

議長～日程に従いまして次は議案第1号宜野湾市、中城村及び北中城村合併促進協議会規約についてを上程いたします

議長～暫休憩いたします。(午後2時36分)

議長～再開いたします。(午後3時45分)

議長～本案に対する質疑も大部つきた様でありますので、質疑を終結することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

1 番～本案に対する賛成討論を行います。本市は2月9日付の第21回臨時会におきまして、合併推進の諮問が市長から出されておりましたが、この諮問に対しまして前回の諮問と答申しております。本案に付きまして前回の諮問と関連する事項でありまして、合併を実現するためには先ずその一過程として促進協議会を作る必要がございます。促進協議会を作つて双方条件を充分に吟味し、これを各自自治体において承認した場合に始めて合併と云う問題が実現する訳でございます。よつて合併の実現を期するためにはどうしても先ずその過程として促進協議会を作る必要があるところ、このように考えております。市内の一部におきましては、合併が時期尚早と云う反論もございませぬ。促進協議会を作ることによつて合併の前提条件を先ず打ち出す。その打ち出したことを市民にアピールして十分に納得行くまで進めるならば、何もこれは時期尚早と云う問題は云えない訳でございます。従いまして本協議会を早急に設置して、一月も早く合併の実現を期する様本案に賛成致します。

5 番～本案件は市長が一任期中に三市村合併の実現を目標とした所のそれを前提とした案件でございます。もしこの案件が採択されて、いわゆる可決された場合には促進協議会が設置されて、つまり任期中の合併実現を目標に入ります。そんな場合には目下宜野湾市は重要問題として都計事業が遂行されつつあります。現時点においてさえ都計事業は決して首政方針通り進められて

議 長～本案に対する質疑も大部つきた様でありますので、質疑を終結することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

- 1 番～本案に対する賛成討論を行います。本市は2月9日付の第21回臨時会におきまして、合併推進の諮問が市長から出されておりましたが、この諮問に対しまして可として答申しております。本案につきましても前回の諮問と関連する事項でありまして、合併を実現するためには先ずその一過程として促進協議会を作る必要がございます。促進協議会を作つて相方の条件を充分にか味し、これを各自自治体において是認した場合において始めて合併という問題が実現する訳でございます。よつて合併の実現を期するためにはどうしても先ずその過程として促進協議会を作る必要があるとこういうふう考へております。市内の一部におきましては、合併が時期尚早と云う反論もございませうけど、私は何も時期尚早とは考へておりません。促進協議会を作ることによつて合併の前提条件を先ず打ち出す。その打ち出したことを市民にピーアールして十分に納得行く程で進めるならば、何もこれは時期尚早と云う問題は云えない訳でございます。従いまして本協議会を早急に設置して、一日も早く合併の実現を期する様本案に賛成致します。
- 5 番～本案件は市長が一任期中に三市村合併の実現を目標とした所のそれを前提とした案件でございます。もしこの案件が採択されて、いわゆる可決された場合には促進協議会が設置されて、つまり任期中の合併実現を目標に入る訳でございます。そうなつた場合には目下宜野湾市は重要問題として都計事業が遂行されつつあります。現時点においてさえ都計事業は決して施政方針通り進められて



おりません。又更に64年度決算の審査過程において  
 はつきりした不正行為が表れておる。そういうこの態  
 勢を鑑立してないのにはどうか。合併という問題が出来  
 ますか。先ず合併するからには自らの足元をあらつて  
 から、そして都計事業そのものに何等支障がないんだ  
 かどうか。充分なる見通しがついて始めて合併に参むべき  
 でありまして、この現時点において合併するといふこと  
 とは必ず都計事業に支障を来すと思つておる。ま  
 す。そういう考え方に立ちました場合、どうしてもこ  
 の案件に賛成出来ません。従つて本案件に対しては反  
 対いたします。

議長～外に突つた御意見はございませんか。

委員第1号

議案第1号、宣野湾市、中城村及び北中城村合併促進  
 協議会規約について賛成いたします。理田といは  
 しては本案は合併に賛成であるが、或は反対  
 であるか、そういう案件ではございません。速かに促  
 進協議会を完結させ、そしてその中で合併に對する策  
 定に基き、調査して新都市建設を行なわれ、その  
 の新都市建設の策定が充分に達せられては、その  
 ことを検討して始めて合併に賛成の論が論じられる  
 と思いますが、そこで本案件を否決した場合には、そ  
 ういふものが生れてこないでございませう。私  
 は本案件を通させ、可決させ、その策定がなされ  
 て充分検討して合併に對しての賛否を論じてよいで  
 はないかという考え方をもちまして、そ  
 ういふ意味におきまして本案件に賛成するものでござ  
 います。

5番～発言の順序は交互にやつて下さい。

おりません。又更に64年度決算の審査過程においてはつきりした不正行為が表れておる。そういうこの態勢を確立してないのにどうして合併という問題が出来ますか。先ず合併するからには自らの足元をあらつてから、そして郡計事業そのものに何等支障がないんだという充分なる見通しがついて始めて合併に歩むべきであります。この現時点において合併するということは必ず郡計事業に支障を来たすと私は思つております。そういう考え方に立ちました場合、どうしてもこの案件に賛成出来ません。従つて本案件に対しては反対いたします。

議長～外に變つた御意見はございませんか。

議案第1号

議0番～議案第1号、宜野湾市、中城村及び北中城村合併促進協議会規約について賛成いたします。理由といたしましては本案は合併に対して賛成であるが、或は反対であるか、そういう案件ではございません。速かに促進協議会を充足させ、そしてその中で合併に対する諸資料を調査し新都市建設策定を行なわしめ、その策定によつて果して宜野湾市に有利になるか或はほんとうの新都市建設の策定が充分に折り込まれているか、そこを検討して始めて合併の賛否の論が論じられるものと思ひます。そこで本案件を否決した場合には、そういうものが生れてこないのをごさいます。よつて私は本案件を通過させ、可決させ、そしてその策定が生れて充分検討して合併に対しての賛否を論じてよいではないかという考え方を持つものでございます。そういう意味におきまして本案件に賛成するものでございます。

5番～発言の順序は交互にやつて下さい。

## 4 番～原案に賛成いたします。

我々が議員に就任して市町村合併の問題につきまして機会あるたびに話題になり、尚又本土研修の場合同様にほとんど本土の合併市町村の状況を目的あたり、つぶさに研修して参つております。その報告書の中にも合併前と合併後におけるその市町村発展の状況について私は私申すまでもなく既に報告書に盛られている通りであります。尚又この問題につきましては本年度の当初においても一般質問の中でも市長ははつきりこの問題を進めるんだということをおっしゃいます。そこで過去二年この問題について当局は当局なりに関心を持ち、そして進めて参つての上、去つた臨時会において答申したものと思考いたす訳であります。尚又本市が都市計画の一環として大きな事業も持つておりますが、その中で火そう場の問題であります。本市には既にその場所がなく他市村にその場所を求めていた段階にありますが、そこでその場所を幸にして今年度の議案に出て来ております所は地域の中であります。その地域がブロックになることによつて、そういつた様な問題が次々決されるものと考え場合に早急にこの協議会を強足させて、その中で本市の都市計画或はその他の諸問題を新しい策定の下に推進することが本市の今後の発展のために大きくプラスするものと思つていたしまして本案に賛成するものであります。

3 番～合併促進法の合併を促進するという委員会を設置するとかというのをきまして、宜野湾市は今何をやるべきかというのを考えたら、現在都市計画を進められておられますが、これを今設計の段階から実現しようという段階に来ておると、我々が議員として宜野湾市議会も当局も一致してその都市計画の推進に取り組むべきでないかと、そこにおいて合併の問題が出た場合我々はその面を向けておられるという程の努力が工本が一層その面を向けるという面で都市計画の推進する上にも相当遅れが来るという事実と、もう一つは政府の時

4 番～原案に賛成いたします。

我々が議員に就任して市町村合併の問題につきまして機会あるたびに話題になり、尚又本土研修の場合全員がほとんど本土の合併市町村の状況を目のあたり、つづさに研修して参つております。その報告書の中にも合併前と合併後におけるその市町村の発展の状況については私が申すまでもなく既に報告書に盛られている通りであります。尚又この問題につきましては本年度の当初においても一般質問の中でも市長ははつきりこの問題を進めるんだということをいつております。そこで過去より年この問題について当局は当局なりに関心を持ち、そして進めて参つての上、去つた臨時会において答申したものと思考いたす訳であります。尚又本市が都市計画の一環として大きな事業も持つておりますが、その中で火そう場の問題であります。本市には既にその場所がなく他市村にその場所を求めている段階にあります。そこでその場所が幸にして今度の議案に出て来ております所地域の中心であります。その地域が一ブロックになることによつて、そういう様な問題がちく次解決されるものと考えられる場合に早急にこの協議会を発足させて、その中で本市の都市計画或はその他の諸問題を新しい策定の下に推進することが本市の今後の発展のために大きくプラスするものと思つていたしまして本案件に賛成するものであります。

3 番～合併促進法の合併を促進するという委員会を設置するという問題におきまして、宜野湾市は今何をやるべきかということをおもひながら現在都計を進められておりますが、これすらも今設計の段階から実現しようという段階に来ておると、我々が議員としても宜野湾市議会も併当局も一致してその都計の推進に取り組むべきでないかと、そこにおいて合併の問題が出た場合我々はそれに対してある程度の動力が或はエネルギーがその面に向けられるという面で都計の推進をする上にも相当遅れが来るといふ事実は、もう一つは政府の時

併後の事業計画、末端行政における計画もない自主的な合併でない限り反対であります。合併の基本となるべき即ち対等合併であるか、編入合併であるかも分らん様な合併は私達としては責任をもつて合併におしきれない訳であります。又本土の場合でも都市地域の方から農村地域の方に是非合併をしてくれというふうに合併してくれとさげんでいるのが実情であつて、他の二村は本市よりも積極的であるという様な施設担当者の考え方の合併は反対であります。是非宜野湾市から積極的に他の二村よりも積極的な合併であれば賛成であります。現段階においては施設担当者として、そういうふうな計画も考えておられない様でありますので、時期的にまだ時期尚早でその推進協議会をつくるとそのものは時期尚早であると思ひます。基本的なものは合併は考えなければいけないが、現段階において推進協議会を作る自体は時期尚早であるので、反対であります。

議長～別になければ討論を終結したいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～では議案第1号、宜野湾市、中城村及び北中城合併促進協議会規約についてを表決に付します。  
本案に賛成の方挙手願ひます。

議長～賛成多数であります。よつて本案は原案通り可決決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後4時5分)

議長～再開いたします(午後4時15分)

併後の事業計画、末端行政における計画もない自主的な合併でない限り反対であります。合併の基本となるべき即ち対等合併であるか、編入合併であるかも分らん様な合併は私達としては責任をもつて合併におしきれない訳であります。又本土の場合でも都市地域の方から農村地域の方に是非合併をしてくれというふうに合併してくれとさげんでいるのが実情であつて、他の二村は本市よりも積極的であるという様な施政担当者の考え方の合併は反対であります。是非宜野湾市から積極的に他の二村よりも積極的な合併であれば賛成であります。現段階においては施政担当者として、そういうような計画も考えておらない様でありますので、時期的にまだ時期尚早でその推進協議会をつくるとそのものは時期尚早であると思います。基本的ないずれは合併は考えなければいけないが、現段階において推進協議会を作る自体は時期尚早であるので、反対であります。

議長～別になければ討論を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～では議案第1号、宜野湾市、中城村及び北中城合併促進協議会規約についてを表決に付します。  
本案に賛成の方挙手願います。

議長～賛成多数であります。よつて本案は原案通り可決決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後4時5分)

議長～再開いたします(午後4時15分)

議 長～目程第5、決議案第1号、特定公益事業に伴う用地売却等に関する課税特別措置早期立法方要請決議についてを上程いたします。一応事務局長をして朗読をします。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

8 番～本議案につきましては先程事務局長から詳しく御説明があつたのでありますが、去つた20日にコザの議会の議長と財政委員長がお見えになりまして、具志川におきましては御承知の通り総合開発用地、コザは中部工業・当市は中商業高校用地或は又浦添におきましては浦添の普通高校というふうに各市町村の公共事業用地としまして取用されておると、そういつた場合には、やはり住民の売り渡し人の租税が免税されなければいけないということ、もう既に日本におきましては租税の特別措置法があるんだが、このりゆうきゆうには租税の特別措置法がないと、そういう段階にまで来ておりますので、早急にこれを租税の早期立法要請をした方がよいという様になつておるのであります。そういう意味あいにおきましてこの要請決議案を作りまして、りゆうきゆう政府の行政主席或は立法院長、法務委員長宛にこれを出したいと思つております。よろしく願ひいたします。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時35分)

議 長～再開いたします。(午後4時40分)

議 長～本案に対する質疑・討論を省略したいと思ひますが、御異議ございませんか。  
(異議なしと呼ぶ)

議 長～日程第 2 . 決議案第 1 号, 特定公益事業に伴う用地売却等に関する課税特別措置早期立法方要請決議についてを上程いたします。一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

8 番～本議案につきましては先程事務局長から詳しく御説明があつたのでありますが、去つた 20 日にコザの議会の議長と財政委員長がお見えになりまして、具志川に<sup>ホ</sup>きましては御承知の通り総合病院用地、コザは中部工業。当市は中商業高校用地或は又浦添におきましては浦添の普通高校というふうに各市町村の公共事業用地としまして収用されておると、そういつた場合には、やはり住民の売り渡し人の租税が検査されなければいけないということ、もう既に日本におきましては租税の特別措置法があるんだが、このりゆうきゆうにはまだこういう租税の特別措置法がないと、そういう段階に来ておりますので、早急にこれを租税の早期立法要請をした方がよいという様になつておるのであります。そういう意味あいにおきましてこの要請決議案を作りまして、りゆうきゆう政府の行政主席或は立法院議長、法務委員長宛にこれを出したいと思つております。よろしく願ひいたします。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後 4 時 35 分)

議 長～再開いたします。(午後 4 時 40 分)

議 長～本案に対する質疑。討論を省略したいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)



議長～御異議がございませんので、本案に対する質疑討論を省略することにいたします。

議長～では決議案第1号、特定公益事業に伴う用地売却等に関する課税特別措置早期立法方要請決議についてを表決に付します。  
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので本案は原案通り可決決定いたします。  
尚送付先は行政主眼、立法院議長、法務委員長以上3ヶ所へ送付したいと思っております。

議長～暫休憩いたします。(午後4時42分)

議長～再開いたします。(午後4時45分)

議長～目程第6、陳情第2号沖縄外地引あげ者協会宜野湾支部への補助金交付方陳情についてを議題といたします。一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～本陳情につきましては、文書並びに口頭でも陳情を受けております。  
本陳情の処理の方法についてお諮りします。

議長～暫休憩いたします。(午後4時47分)

議長～再開いたします。(午後5時)

議長～只今定列5時であります、全目程が未だ終了していませんので、時間延長をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、本案に対する質疑討論を省略することにいたします。

議長～では決議案第1号、特定公益事業に伴う用地売却等に関する課税特別措置早期立法方要請決議についてを表決に付します。  
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので本案は原案通り可決決定いたします。  
尚送付先は行政主席、立法院議長、法務委員長以上3ヶ所に送付したいと思っております。

議長～暫休憩いたします。(午後4時42分)

議長～再開いたします。(午後4時45分)

議長～日程第6、陳情第2号沖繩外地引あげ者協会宜野湾支部への補助金交付方陳情についてを議題といたします  
一応事務局長をして読読せしめます。

議長～本陳情につきましては、文書並びに口頭でも陳情を受けております。  
本陳情の処理の方法についてお諮りします。

議長～暫休憩いたします。(午後4時47分)

議長～再開いたします。(午後5時)

議長～只今定刻5時であります。全日程が未だ終了しておりませんので、時間延長をしたいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので時間延長をすることにいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時1分)

議 長～再開いたします。(午後5時2分)

議 長～本陳情におきましては、只今休憩中に説明した通りであります。それで質疑討論を省略したいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、質疑討論を省略することにいたします。

議 長～では陳情第2号沖繩外地引あげ者協会宜野湾支部への補助金交付方陳情についてを表決に付します。

議 長～本陳情を採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案は採択することに決定いたします。

議 長～日程追加を願います。日程第7に議案第8号1965年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを追加願います。

議 長～日程第7、議案第8号1965年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを議題といたします。朗読は省略することにいたします。

議 長～本案について提案者の趣旨説明を求めます。

議 長～御異議がございませんので時間延長をすることにいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時1分)

議 長～再開いたします。(午後5時2分)

議 長～本陳情におきましては、只今休憩中に説明した通りであります。それで質疑討論を省略したいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、質疑討論を省略することにいたします。

議 長～では陳情第2号神祇外地引あげ者協会宜野湾支部への補助金交付方陳情についてを表決に付します。

議 長～本陳情を採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案は採択することに決定いたします。

議 長～日程追加を願います。日程第7に議案第8号1965年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを追加願います。

議 長～日程第7、議案第8号1965年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを議題といたします。朗読は省略することにいたします。

議 長～本案について提案者の趣旨説明を求めます。

市長～1965年度の予算で政府補助金の分野と、それから雑収入で、その面に奨励があります。それから支出におきましては市町村合併の促進協議会の分担金、それから中部商業高校の準備金の分担金尚その他に探情書にありました在外資産の獲得運動に対するこちらの支部の補助金等について予算の更正が必要になりましたので、これを提案してありますので、よろしく御審議をお願いします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

16番～本会期の始めに出された市町村合併促進補助金の額、それからこのたび出された議案第8号の政府補助金に対しての相違がありますけれども、如何なる理由でわずか一週間の間に政府の考え方が変わつて来たか、その点について御説明願います。

議長～暫休憩いたします。(午後5時5分)

議長～再開いたします。(午後5時9分)

助役～私の方から代つてお答えします。この方は前に政府補助金の方で3,000 \$というふうに計上してありまして今度の方は2,500 \$というふうな何んでございしますが、最初の方と今と政府の考え方が違つておるか云う御質問でございしますが、その何は別に関係ございしません。只当初に予算案を出した時には、この問題だけのもんでございましたので、しかしその当時から既に追加更正しなければいけない案件もございましたので、その当時は合併問題の補助だけの何んとしまして金額政府補助金と云うふうな形を取つた訳でございまして、今回あらためて再計上してある訳であります。

16番～そういうふうな形を取つたと云うふうな今のご答弁で

市長～1965年度の予算で政府補助金の分野と、それから雑収入で、その面に変動があります。それから支出におきましては市町村合併の促進協議会の分担金、それから中部商業高校の準備金の分担金尚その他に疎信書にありました在外資産の獲得運動に対するこちらの支部の補助金等について予算の更正が必要になりましたので、これを提案してありますので、よろしく御審議をお願いします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

16番～本会期の始めに出された市町村合併促進補助金の額、それからこのたび出された議案第○号の政府補助金に対しての相違がありますけれども、如何なる理由でわずか一週間の間に政府の考え方が変わつて来たか、その点について御説明願います。

議長～暫休憩いたします。(午後5時5分)

議長～再開いたします。(午後5時9分)

助役～私の方から代つてお答えします。この方は前に政府補助金の方で3,000\$というふうに計上してありまして今度の方は2,500\$というふうな何んでございまして、最初の方と今と政府の考え方が違つておるか云う御質問でございまして、その何は別に關係ございせん。只当初に予算案を出しました時には、この問題だけのもんでございましたので、しかしその当時から既に追加更正しなければいけない案件もございましたので、その当時は合併問題の補助だけの何んとして金額政府補助金と云うふうな形を取つた訳でございまして、今回あらためて再計上してある訳であります。

16番～そういうふうな形を取つたと云うふうな今のご答弁で

ございますけれども、政府補助金と云うのはそれ相当に内示が漏つて出されると思う訳でございます。だから10月間にどうして\$500のひらきが政府の考え方が変わったかどうかが、

助 役～別に内示はございません。

16番～じや、これは\$2,500と云うのは、

助 役～当初からそういうふうな何でございます。

議 長～暫休憩致します。(午後5時09分)

議 長～再開致します。(午後6時43分)

16番～はつきり念をおします。財政課長の場合年度末まで見送して、この徴税時の1100ドル余りを全体的に運用をすると云うふうなことで今先を説明がございましたけれども更正予算をされる場合において、しわよせが来てころ云うふうになつたかどうかが、その点1つを説明お願いします。才出面に欠そんがあるの徴税費から持つてこられたのが、徴税費から全体的な運用の面で持つて来られたのか、

財政課長～才入才出面を校対しまして現在の段階では才出面での調整を必要とするとうこととてころ云う追加更正予算になつている訳でございます。

3番～才入才出面のあれを裏わすと云われますが、大体課長として自分の費目の方が才出面に運用と云うことになれば当然徴税業務に差支えると云う様なことでありますが、現段階におきましてこの予算更正を出される場合に財政課長として執行が、それだけ使うだけの自信がないのか或は先程は才出面の全体的な考慮と云うふうにして、そこに財政課の方から才出すると云うこととてありますが、

ございますけれども、政府補助金と云うのはそれ相当地に内示があつて出されると思う訳でございます。だから10日間にどうして\$500のひらきが政府の考え方があつたかどうか。

助 役～別に内示はございません。

16番～じや、これは\$2,500と云うのは。

助 役～当初からそういうふうな何でございます。

議 長～暫休憩致します。(午後5時09分)

議 長～再開致します。(午後6時43分)

16番～はつきり念をおします。財政課長の場合年度末まで見透して、この徴税時の1100ドル余りを全体的に運用をするとうふうなことで今先を説明がございましたけれども更正予算をされる場合において、しわよせが来るところ云うふうになつたかどうか、その点1つを説明お願いします。才出面に欠そんがあるので徴税費から持つてこられたのが、徴税費から全体的な運用の面で持つて来られたのか。

財政課長～才入才出面を検討しまして現在の段階では才出面での調整を必要とするとうふうなことでこう云う追加更正予算になつている訳でございます。

3番～才入才出面のあれを表わすと云われますが、大体課長として自分の買目の方が才出面に運用と云うことになれば当然徴税業務に差支えと云う様なことでありますが、現段階におきましてこの予算更正を出される場合に財政課長として執行が、それだけ使うだけの自信がないのか或は先程は才出面の全体的な考慮と云うふうにして、ときに財政課の方から才出すると云うことでありますが、





それに対して徴税面を強化すると云う面で充分残っている予算で可能であるかどうか、その点お聞きかせ願います。

財政課長～徴税の中でより以上に徴税を強化し調査を進めると云うことでは別にこうしたいと云うほう負も持っておりまましたが特に納税奨励金については6月までの納税率を慎重に検討しまして、この不用減を出してあることになっております。

3 番～不用減を出されたと云う自体が他にこれは納税奨励金の方でございしますが、その款であれば貴方自身でこの面に重点的にこの面は不用であるので、この分は重点的にやろうと云う面で出来る訳ですが、現在財政の才入決算書の報告を見た場合に相当の整理すべきものがあると云うことであつたんですが、その面でどうしてもその流用した分をそこに流用して今の納税奨励金の分を流用してでもその分を本年度で調査するとか、そういうことをやろうと云う意思はないかどうか、そう云う意思はなかつたかどうか。

財政課長～この不用額につきましては、全体的な財政面のことを配慮しまして、これだけ不用減にしても6月又7月、8月の整理期間までに充分にあうとそういう気持で不用減を出してあります。

議長～質疑もない様でありますので質疑を終ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ございませんので質疑を終ります。本案に対する討論を求めます。

3 番～討論に入る前に一応数字の修正動議を出そうと思ひます

才入の政府支出金の場合に質疑の段階に未だ一応確かめ  
 を訳してありますが、まだ政府の見解を伺い程だとはつ  
 きりした才入の見解はつかないと言ふ面では政府  
 の見解はつきりしてからでも遅くはないんじゃないか  
 とさう言ふ面では入つてからこれは更に神つて来ても遅  
 くはないと云う面ではその数字を削除して、最初の面の方  
 におきましても、3,000削りましてその分の不足分の\$  
 900をまづと利権面の強かと言ふ面の財政のそつと云つ  
 面に振り向けると云う意味で数字を修正しようと言ふ動  
 議を提出いたします。

5 番～賛成と呼ぶ

議長～只今3番議員より才入才出とも政府の支出金の才入才出  
 を政府支出金と才出の三市村合併促進協議会 \$3,000を  
 削除したいと言ふ動議であります、所定の賛成者によ  
 り本動議は成立いたしました、案をもつて提出してま  
 らいます。

議長～暫休憩致します。(午後5時50分)

議長～再開致します。(午後6時30分)

本更正予算案につきまして、修正案が参つております。  
 提出者の天久盛雄議員、賛成者の石川真六議員、並に  
 う1件、18番の中里議員、賛成者の12番議員による  
 修正案が出ております、本案を一応審議致します。

議長～暫休憩致します。(午後6時31分)

議長～再開致します。(午後6時32分)

天久議員提出の修正案から審議して行きたいと思います  
 提出者の説明を求めます。

3 番～一応説明を申し上げます、本案件を出しましたのは、5  
 款の政府支出金でございますが、それが政府のまだ確答

才入の政府支出金の場合に質疑の段階に来て一応確かめた訳であります。また政府と只話し合い程度だとはつきりした才入の見通しはつかないと云う面でこれは政府の見解がはつきりしてからでも遅くはないんじゃないかところ云う面が入つてからこれは更正に持つて来ても遅くはないと云う面でその数字を削除して、最初の面の方におきましても\$3,000削りましてその分の不足分の\$500をもつと納税面の強化と云う面の財政のそう云つた面に振り向けると云う意味で数字を修正しようとする動議を提出いたします。

5 番～賛成と呼ぶ

議長～只今3番議員より才入才出とも政府の支出金の才入才出をも政府支出金と才出の三市村合併促進協議会\$3,000を削除したいと云う動議であります。所定の賛成者により本動議は成立いたしました。案をもつて提出してまいります。

議長～暫休憩致します。(午後5時50分)

議長～再開致します。(午後6時30分)

本更正予算案につきまして、修正案が参つております。提出者の天久盛雄議員、賛成者の石川真六議員に並にもう1件、18番の中里議員、賛成者の12番議員による修正案が出ております。本案を一応審議致します。

議長～暫休憩致します。(午後6時31分)

議長～再開致します。(午後6時32分)

天久議員提出の修正案から審議して行きたいと思ひます。提出者の説明を求めます。

3 番～一応説明を申し上げます。本案件を出しましたのは、5款の政府支出金でございますが、それが政府のまだ確答

得ない段階に議案として出て来ておるのでかえつてはつきりした見通がついて始めて提案をすべきでないかと思ひまして、この面の修正を致して同時に才出面の修正まで提案したいと思ひます。うく筋の分におきましては先程申上げた通り徴税面に回してもらふと云ふ訳であります。

議長～暫休憩致します。(午後6時33分)

議長～再開致します。(午後6時34分)

3 番～5 款の政府支出金の \$39,679 現在までの予算ですれ、それから追加更正の方が減で \$83,00 合計で \$39,614 それで 7 款の方が削除されてですれ、才入の合計が \$437,813 ですれ、追加が \$15,00 それから合計が \$437,827 それから才出の方が 11 款の \$24,900 現在までの予算ですれ、それから追加 \$2,900 計 \$27,00 それから第 1 項の徴税費で現在までの予算が \$5,895 追加が \$669 の減、合計で \$5,227 3 目の徴税奨励費の方で \$2,000 \$669 の減 \$1,331 \$669 の減 それから 3 項の支出 \$19,003 それから追加が \$569 \$19,572 2 目の負担金が \$1,431 \$569 \$2,000 \$569 才出合計額が \$43,78,13 \$15 の増 \$437,828 以上であります。

議長～本修正案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後6時35分)

議長～再開致します。(午後6時45分)

質疑もない様でありますので質疑を省略したいと思ひますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので質疑を省略し討論を行います

得ない段階に議案として出て来ておるのでかえつてはつきりした見通がついて始めて提案をすべきでないかと思ひまして、この面の修正を致して同時に才出面の修正まで提案したいと思います。うく所の分におきましては先程申上げた通り徴税面に回してもらふと云う訳であります。

議長～暫休憩致します。(午後6時33分)

議長～再開致します。(午後6時34分)

3 番～5 款の政府支出金の \$39,679 現在までの予算ですね、それから追加更正の方が減で \$83,00 合計で \$39,614 それで 7 款の方が削除されてですね、才入の合計が \$437,813 ですね、追加が \$15,00 それから合計が \$437,827 それから才出の方が 11 款の \$24,900 現在までの予算ですね、それから追加 \$2,900 計 \$27,00 それから第 1 項の徴税費で現在までの予算が \$5,895 追加が \$669 の減、合計で \$5,227 3 目の徴税奨励費の方で \$2,000 \$669 の減 \$1,331 \$669 の減 それから 3 項の支出 \$19,003 それから追加が \$569 \$19,572 2 目の負担金が \$1,431 \$569 \$2,000 \$569 才出合計額が \$43,78,13 \$15 の増 \$437,828 以上であります。

議長～本修正案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後6時35分)

議長～再開致します。(午後6時45分)

質疑もない様でありますので質疑を省略したいと思います  
が御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので質疑を省略し討論を行います

3 番～ 本案件に賛成致しますが、その理由は先程の提案の場合に  
 も御説明も御説明申し上げましたが、追加更正予算の修正の動機  
 て政府補助金1通前\$3,000の予算で出されたいと云うのが  
 更に\$2,500補助金と云う面でも政府の補助金と云うのが大きな  
 と云う自体が政府の補助金を得られないと云うのが大きな  
 理由で入つて又今度の場合はどうかともはつきりして、その予  
 内これが入つて来るとか、市長が執行されておりました、その予  
 う云う場合におきまして、果して答へられれば、その予  
 が執行出来たら、市長が執行されておりました、その予  
 の補助金がないと云われ、執行されておりました、その予  
 ことがつくり出して、執行されておりました、その予  
 府で交付税も何もないに、執行されておりました、その予  
 でもない場合、執行されておりました、その予  
 なれば、執行されておりました、その予  
 見通しは、執行されておりました、その予  
 選ばない、執行されておりました、その予  
 に分は、執行されておりました、その予  
 は、執行されておりました、その予  
 民に、執行されておりました、その予  
 の、執行されておりました、その予  
 ある、執行されておりました、その予  
 續も、執行されておりました、その予  
 の力を、執行されておりました、その予  
 らと云う、執行されておりました、その予  
 に私と、執行されておりました、その予  
 もつと、執行されておりました、その予  
 るものであります。

議長～他に変わった御意見ありませんか。

3 番～本案件に賛成致します。その理由は先程の提案の場合にも御説明申し上げましたが、追加更正予算の修正の動議の場合にも御説明申し上げましたが、才入面におきまして政府補助金が1週間前\$3,000の予算で出されてこの後更に\$2,500補助だと云う面で政府の補助金が減つておると云う自体が政府の確答を得られないと云うのが大きな理由であります。又今度の場合にも果して本年度の予算内にこれが入つて来るかどうかはつきりしてない。その云う場合におきまして果して確答えられて、その予算が執行出来るならともかく市長の答弁によりますと、その補助金になかつたら執行が出来ないんだと、こういうことやらないんだと云われておりますので、ここでは政府がはつきりして出して始めて予算執行出来る、あえて交付税も何も無いのに予算に計上して満一才入欠ほうでもなかつた場合仕事が進められて行かないと云う事になつた場合我々と致しましても、外の費目から持つて来なければいかん立場も出て来るし、今年のはつきりした見通しがついてからでも更正に持つて来られてもあえて遅くはないと云う面でその部面を削りまして最初の場合にもそれを削つて、そしてそれからう所\$500のこの分は先程の納税の面で今納税恩恵補助金という規定はあつても実際この市がどの位進められておるか、住民に対してもまだ一オールとそういうこともやつてないのに不用額を出してあると、こういう面につきましても、ハンフレット或は色んな一オールについて方法があると納税の成續も40何%と云う様な現年度のこの成續だと云うことになりますと自らもつともつと納税面にも力を入れてそういう金を出すべきであつてそういうものに力を注がんでそして不用額を出して見通はどうかやらと云う様に年度中棄ててころやられるという自体が非常に私としてはいけないと云う面であえてこの\$500でも、もつと有効に使つてもらいたいと云う面では本案に賛成するものであります。

議長～他に變つた御意見ありませんか。



1 番～修正案に反対致します、何故ならば収入の\$2,500を削除してございますが、削除し更に支出の合併促進費を削除してございます、この問題は本会期で議決になりました市町村合併の促進協議会を持つてもいいと云う議決になりました執行を不能にするのでございます、従いましてもし本案が採用された場合、市長の職務執行不能となつて本案を再び再議に付さなくちゃいかない、云う議論が生じて来ますので反対でございます。

議 長～外に御意見がない様でございますので討論を終ることに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長～御異議ございませんので、討論を終り表決に移ります。9番の天久議員提出の「原案を1部修正する案」を表決に送付します、本修正案に賛成の方举手願います、賛成少数であります、よつて本修正案は否決されました。

議 長～次に18番の中里議員提出の原案の一部を修正案に対する修正案を議題と致します、提出者の説明を求めます。

18番～皆様方にプリントして上げるべく思つておりましたが、時間的都合がつかせんで一部しかございませんのであらかじめご了承願います、特に原案に修正を加えた分だけ御説明申し上げます、その前にこの予算は先程可決になりました市町村合併促進協議会の更正予算になつております、そこで願わくばこういうふうな重要議案は最少限度に意見の相違をくいこめようと努力した訳であります、減かんながらそういう出来なくて表決に掛つていつと云うことは私自身残念に思つております、こう云うことで表決には加わりませんが、一応は成立はしておりますのでその執行する立場においての予算でありますのでそのもとに結局この予算が生きて行くべく尚又最高度利用されこの問題がスムーズにはかどられるべ

1 番～修正案に反対致します。何故ならば収入の\$2,500を削除してございますが、削除し更に支出の合併促進費を削除してございます。この問題は本会期で議決になりましたが市町村合併の促進協議会を持つてもいいと云う議決になりましたが執行を不能にするのでございます。従いましてもし本案が採用された場合、市長は義務執行不能となつて本案を再び再議に付さなくちやいかない、云う義務が生じて来ますので反対でございます。

議長～外に御意見がない様でございますので討論を終ることに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長～御異議ございませんので、討論を終り表決に移ります。3番の天久議員提出の「原案を1部修正する案」を表決に賛付します。本修正案に賛成の方挙手願います。賛成少数であります。よつて本修正案は否決されました。

議長～次に18番の中里議員提出の原案の一部を修正案に対する修正案を議題と致します。提出者の説明を求めます。

18番～皆様方にプリントして上げるべく思つておりましたが、時間的都合がつかせんで一部しかございませんのであらかじめご了承願います。特に原案に修正を加えた分ぎけを御説明申し上げます。その前にこの予算は先程可決になりました市町村合併促進協議会の更正予算になつております。そこで願わくばこういうふうな重要議案は最少限度に意見の相違をくいとめ様と努力した訳であります。遺憾ながらそういう出来なくて表決に持つていつたことと云うことは私自身残念に思つております。こう云うことで表決には加わりませんでした。一応は成立しておりますのでその執行する立場においての予算はありますのでそのもとに結局この予算が生きるべく尚又最高度に利用されこの問題がスムーズにはかどられるべ

く一部修正をした次第でございます。そこで先程申し上  
 げました様なお出のみを修正してあります。そこで先ず  
 11款の奨励諸支出金と別の徴税費でございますが、そ  
 れの3目的前掲奨励費の所の追加更正の\$1,119これを\$  
 669に訂正同じく計が\$331が\$1,331そこでけつの補助  
 金が\$1,169を\$669に訂正、尚その次は3項の中の負担  
 金の所で追加更正額の\$3,569を\$500削りまして、\$3,  
 069計が\$5,000を\$4,500に算の負担金で\$3,560を\$3,  
 069付額の所で合併促進協議会\$3,000を\$2,500と云う  
 ような修正であります。申し上げますのは先きにも申し  
 上げました様にそのお出におきましては一応は当届  
 の説明にもありましたが色々その協議会宛に件う所の  
 算は予算は更正の必要に伴つてどうしてもお出から調  
 査したくちやたらんと云うふうな時期になつた云ふ  
 うな説明も聞いております。そこで規程にその  
 中で大きく削られたのが徴税費でございます。その徴税  
 費そのものは当届の説明もありました。現行予算で  
 も尚44%の予算に對する徴税率だと云うふうな説明をし  
 ておきます。それに尚同額に對するそれ以下に率に  
 なるんだと云うことが云えらるんじやないかと思ひます。  
 そこで徴税費そのものはまだ1つは1つはありまして、ま  
 す。ところが云うふうな観点に立ちまして金額じやなくとも  
 \$1,169の不用減を作ると云うことはこれ徴税につきては  
 ては意の限定を或は又形式におきましては、ある程度だ  
 の税を示すものでございまして、私と思つては、出来た  
 けその徴税費はそのまゝにしておきまして、予備費その  
 合併促進協議会へもは最初の予算でなく、ついで、ついで  
 近出た予備費から充てんするべく考へておりました。し  
 かしな予備費から充てんするべく考へておりました。し  
 ことで予備費から充てんするべく考へておりました。し  
 んだとして云うふうな説明もございまして、先程も申し上  
 げました様にこの趣旨を生かしまして徴税費の\$500を削  
 りまして、尚又促進協議会の費用が補助金も\$2,500  
 になつております。

く一部修正をした次第でございます。そこで先程申し上げました様な才出のみを修正してあります。そこで先ず11款の奨励諸支出金これの徴税費でございますが、それの3目の納税奨励費の所へ追加更正の\$1,119これを\$669に訂正同じく計が\$831が\$1,331そこでけつの補助金が\$1,169を\$669に訂正、尚その次は3項の中の負担金の所で追加更正額の\$3,569を\$500削りまして、\$3,069計が\$5,000を\$4,500に節の負担金で\$3,560を\$3,069付記の所で合併促進協議会\$3,000を\$2,500と云うふうな修正であります。と申し上げますのは先きにも申し上げました様にその才出面におきましては一応は当局の説明にもありましたが色々その協議会発足に伴う所の算定予算は更正の必要に伴つてどうしても才出面から調整しなくてはならぬと云うふうな時期になつたと云うふうな説明を聞いております。そこで權討しまするにその中で大きく削られたのが徴税費でございます。その徴税費そのものは当局の説明にもありまして現行予算でも尚44%の予算に対する徴税率だと云うふうな説明をしております。それに尚調定額に対するとそれ以下の率になるんだと云うことが云えるんじゃないかと思ひます。そこで徴税費そのものはまだ1つばい1つばいでありませぬ。こういうふうな観点に立ちまして金額じやなくとも\$1,169の不用減を作ると云うことはこれ徴税につきましては意志の限定或は又形式面におきまして、ある程度の税を示すものでございます。私の思ふ所は出来るだけその徴税費はそのまゝにしておきまして予備費がその合併促進協議会たるものは最初の予算でなくて、つい最近出た問題でございますのでこう云うふうな単なる支出行為は予備費から充当するべく考えておりましたが、しかしながらこの案には予備費の方は出ておりませぬ。そこで予備費から出すと云うことは提案權のしん管になるんだと云うふうな説明もございまして先程も申し上げました様にこの趣旨を生かしまして徴税費の\$500を削りまして、尚又促進協議会の費用が、補助金も\$2,500なつておりますのでその線に基づきまして、一応は諸支

490  
出金と雑費と二つの項にまたがってこの修正をしております。最後に願わくばこの私が出しました所の修正予算案に皆様方の御同意を得ましてその成立を御協力願うものであります。以上説明を終りまして、尚御質疑があればそれに基づいてお答えしたいと云うふうに考えております。

議長～本修正案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後7時02分)

議長～再開致します。(午後7時07分)

1 番～これは市長の提案趣旨と関連して非常に重要な問題だと思っておりますので市長にお伺い致しますが、修正案におきましては市長が負担金事務費として、\$3,000は計上しておりますが、これを\$500 削除してあります。もし\$500 削除された場合に市長の意圖する問題が具し一執行不能に落ちるおそれはないかどうか、お答え願いたいと思っております。

市長～三市村の村長が政府と一語になつての予算を作つた場合に負担金は\$3,000と云うふうに話し合つて準備しておりますが、それを\$2,500に持つて行つた場合には予定の仕事が出来ないと云うこととなります。

1 番～はいわかりました。

議長～暫休憩致します。(午後7時10分)

議長～再開致します。(午後7時11分)

18 番～1番さんの質問と関連する訳ですが、合併促進協議会の

出金と雑費と二つの項にまたがってこの修正をしております。最後に願がわくばこの私が出しました所の修正予算案に皆様方の御同意を得ましてその成立を御協力願うものであります。以上説明を終りまして、尚御質疑があればそれに基づいてお答えしたいと云うように考えております。

議長～本修正案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後7時02分)

議長～再開致します。(午後7時07分)

1 番～これは市長の提案趣旨と関連して非常に重要な問題だと思いますので市長にお伺い致しますが、修正案におきましては市長が負担金義務費として、\$3,000は計上してありますが、これを\$500削減してあります。もし\$500削減された場合に市長の意図する問題が果して執行不能にうちいるおそれはないかどうか、お答え願いたいと思えます。

市長～三市村の村長が政府と一語になつての予算を作つた場合に負担金は\$3,000と云うふうに話し合つて準備しておりますが、それを\$2,500に持つて行つた場合には予定の仕事は出来ないと云うことになります。

1 番～はいわかりました。

議長～暫休憩致します。(午後7時10分)

議長～再開致します。(午後7時11分)

18 番～1番さんの質問と関連する訳ですが、合併促進協議会の

負債金が\$9,000となっております、そこで私が\$500の減の修正を出してありますが、その場合にその\$500の減になつた場合に市長が意圖する所の仕事に支障はないかどうかに對して、一府政府と三市村と話し合つた場合にそういうふうになつてゐるから困るんだと云う結果をなさつておりますが、残される期間と云うのは3ヶ月であります、あくまでもこの場合は65年度の更正予算となつております、そこでその場合に意圖する所の仕事が出来ないと云ふことはどういうふうなことであるかですね、それから協議会における所の予算もまだ添付されておられません、おそらくは3,000ドル以内ではこの\$7,500結局は全部では\$7,500なる訳ですが、ここでいう所の\$500が私が減額して\$500がないために意圖する仕事が出来ないと云うふうなもしすぐ直屬してそういうふうな指摘される所があるんだつたら御説明願ひます。

市長～予算書に発足すればこういうふうなことをやるんだ、それには予算はこれだけだと云う予算書を作つてありますのでこれは本来までやる予定で作られておりますので始めからこれは、これだけは本年度は出来ないからと云うことであれば始めからこの予算は除くことになるのであります、三市村の集り又政府の集りで本年度でそれだけの仕事をやるよと云う予定で予算は作つてありますのでこれを出来ないとは今云へないんじゃないかと云うのであります。

18番～お伺い致しますが、残された期間と云うのは3～4ヶ月しかございませんが、この\$500の減額によつて、もち論即答は出来かねるかと思つて居ますが、一府は意圖した所を仕事に支障があるかどうかは云へる問題だと思ひます、そこで最初の合併促進協議会予算案も最初の\$7,000で予算は編成されたんだつたと思ひます、そう云うことかからすると500ドルまでは減額されるまでの必要があるんだと云うことも云へるかと思ひますが、しかしながら考えなしに後3ヶ月そこからの期間に集めてその完全な

負担金が\$3,000となっております。そこで私が\$500の減の修正を出してありますが、その場合にその\$500の減になつた場合に市長が意圖する所の仕事が支障はないかどうかに対して、一応政府と三市村と話し合つた場合にそういうふうになつてゐるから困るんだと云う説をなさつておりますが、残される期間と云うのは3ヶ月であります。あくまでもこの場合は65年度の更正予算となっております。そこでその場合に意圖する所の仕事が出来ないと云うことはどういふことであるかですね。それから協議会における所の予算もまだ添付されておられません。おそらくは3,000ドル以内ではこの\$7,500結局は全部では\$7,500なる訳ですが、ここでいふ所の\$500私が減額して\$500がないために意圖する仕事が出来ないと云うふうなもしすぐ直感してそういうふうな指摘される所があるんだつたら御説明願います。

市長～予算書に発足すればこういうふうなことをやるんだ、それには予算はこれだけだと云う予算書を作つてありますのでこれは本来までやる予定で作られておりますので始めからこれは、これだけは本年度は出来ないと云うことであれば始めからこの予算は除くことになるのであります。三市村の集り又政府の集りで本年度でそれだけの仕事をやるとう予定で予算は作つてありますのでこれを出来ないとはいへないんじゃないかと思うのであります。

18番～お伺い致しますが、残された期間と云うのは3～4ヶ月しかございませんが、この\$500の減額によつて、もちろん即答は出来かねるかと思う訳ですが、一応は意圖した所を仕事が支障があるかどうかは云える問題だと思ひます。そこで最初の合併促進協議会予算案も最初の\$7,000で予算編成されたんだつたと思ひます。そう云うことからすると500ドルまでは減額されるまでの必要があるんだと云うことも云えるかと思ひますが、しかしながら考えなしに後3ヶ月そこからの期間に果してその完全な



予算執行が出来るか云うことを考えました場合に私  
 けえ\$500の支障はないかと云うか云うと云ふ  
 うに考へる訳でもありませんが、結局は合併促進  
 見解を以て足さるる意見に立つておりました。そ  
 協議を云うよりなすの基で今後その予算編成も  
 んだことになります。基づいてその予算編成も  
 うなることになります。基づいてその予算編成も  
 ゆるさうに考へておりました。それと申上げ  
 かと云ふ前に徴税費でござります。その徴税率が  
 ましゅう様に現在でござります。その徴税率が  
 ものから\$1,000余りも減額して、いわゆる合併  
 会なるもの予算に当ると云うことは不可解であ  
 す。もち論不可解と申上げます。これはまだ時期  
 らございます。そういうふうな観点に立ちまして\$500  
 削つてからということど所期の日付に何んら変り  
 いと思ひます。そういうこととでその範囲で予算編成  
 来ないものかどうか、もし出来ないとすれば最初  
 やる様にそのままにしたい訳ですが、そういう所  
 え方に立つて私の質問でございます。それについて御  
 説明願ひます。

市長～促進協議会の予算は三市村の長並に政府が集つてこれを  
 作ると云うことになっておりますのでこれを只今18番  
 議員がおつしやる様に後3ヶ月しかないから\$500  
 は減額しようとする必要であつて、三市村集つてこれの  
 又予算の編成替へが必要であつて、\$3,000の予算を  
 すぐ\$2,500の予算しか出来んらうと云つて、これを減  
 額する限にはいかなないのであります。それからもう一つ  
 には先からこの徴税の方で減額になつているのでこれ  
 を削りたくないと云うことと申しますが、課長の現在の  
 計画ではこの程度の不用額は山そうだとそれよりその  
 他にもし課長として是非この3ヶ月間でやらなければなら  
 ない仕事が出た場合には、この時に先におつしやる  
 れる所の予備費から持つていつでもこの仕事を遂行した

る予算執行が出来るかと云うことを考えました場合に私  
はあえて\$500の減でも支障はないんじゃないかと云うふ  
うに考える訳であります。その辺について市長さんのご  
見解です。もう一つつけ加えますが、結局は併進  
協議会を満足させる意図そのものを十分に生かされてお  
るんだと云うふうな見解に立つております。そういうふ  
うなことになるので今後その予算に基づいて、いわ  
ゆるそういうことに基づいての予算編成も可能じゃない  
かと云うふうに考えております。そこでもう一つは、そ  
の前に徴税費であります。これも先程強調して申し上げ  
ました様に現在でさえも、その徴税率が悪いと、尚その  
ものから\$1,000余りも減額して、いわゆる併進協議  
会なるものの予算に当てると云うことは不可解でありま  
す。もち論不可解と申し上げますのはまだ時期もこれか  
ら過ぎます。そういうふうな観点に立ちまして\$500  
削つてからということでは所期の目的には何んら変りな  
いと思えます。そういうことでその範囲で予算編成は出  
来ないものかどうか。もし出来ないとすれば最初おつし  
やる様にそのままにしたい訳ですが、そういった所の考  
え方に立つての私の質問でございます。それについて御  
説明願います。

市長～併進協議会の予算は三市村の長並に政府が集めてこれを  
作るとうことになつておりますのでこれを只今18番  
議員がおつしやる様に後3ヶ月しかないから\$500  
は減額しようとうことであれば、三市村集めてこれの  
又予算の編成替えが必要であつてここで\$3,000の予算を  
すく\$2,500の予算しか出来んだろうと云つて、これを減  
額する訳にはいかないのではありません。それからもう一つ  
には先からこの徴税費の方が減額になつていっているのでこれ  
を削りたくないとうことではありますが、課長の現在の  
計画ではこの程度の不用額は山そうだとこれより又その  
他にも課長として是非この3ヶ月間でやらなければなら  
ない仕事が出た場合には、この時には先きおつしやら  
れる所の予備費から持つていつでもこの仕事を遂行した

いところ思っております。

議長～外にありませんか、外にない様でありますので質疑を終  
ることに御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので質疑を終り討論を行います。

18番～私の出しました原案の一部修正案に賛成であります、賛  
成の趣旨はこの趣旨説明の所で詳しく申し上げてありま  
すので省きます、そこで願わくばこの修正案を満場一致  
可決されることを御協力願ひまして賛成致します、

1番～只今の修正案に反対致します、理由は市長の答弁によつ  
て市長の意圖する仕事は執行不能となる事が明白でござ  
います、よつて修正案に反対致します、

議長～外に御意見がない様でありますので討論を終りたいと思  
いますが、御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので討論を終ります、18番の申呈  
議員提出の「原案の一部を修正する案」を賛決し付しま  
す、本修正案に賛成の方挙手願ひます、

議長～賛成少数でありますのでよつて本修正案は否決されまし  
た、再び原案に戻りまして原案に対する討論を求めます

3番～原案に反対であります、先程修正案が出されました様  
にこの政府の補助金自体が来てから出しても先きの市長の  
説明によりまして政府支出金が補助金になかつたら執行  
出来ないと、しかし来て始めて執行やられる意図がある

いところ思っております。

議長～外にありませんか。外にない様でありますので質疑を終  
ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので質疑を終り討論を行います。

18番～私が出しました原案の一部修正案に賛成であります。賛  
成の趣旨はこの趣旨説明の所で詳しく申し上げてありま  
すので省きます。そこで願わくばこの修正案を満場一致  
可決されることを御協力願ひまして賛成致します。

1番～只今の修正案に反対致します。理由は市長の答弁によつ  
て市長の意図する仕事が執行不能となる事が明白でござ  
います。よつて修正案に反対致します。

議長～外に御意見がない様でありますので討論を終りたいと思  
いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ございませんので討論を終ります。18番の中里  
議員提出の「原案の一部を修正する案」を表決に付しま  
す。本修正案に賛成の方挙手願ひます。

議長～賛成多数でありますのでよつて本修正案は否決されまし  
た。再び原案に戻りまして原案に対する討論を求めます

3番～原案に反対であります。先程修正案が出されました様  
にこの政府の補助金自体が来てから出しても先きの市長の  
説明によりまして政府支出金が補助金がなかつたら執行  
出来ないと、しかし来て始めて執行やられる意思がある



のだとあえて前もって予算に計上する必要はないと云う面でのこの案件全体として反対であります。

1 番～原案に賛成致します。本会期中におきまして本議会併合促進協議会の促進の基礎を出しておりますが、それに伴う予算が\$3,000計上致しておりますが、その内\$2,500を政府の補助金更に\$500を本年度中において不用とみなされておる。徴税奨励費から充当されております。これは不用と見なされている確は当然わかっている時点に追加更正するのが執行上の立場でありまして何んら執行者が不用と見なされている額に対して我々が手をつける必要はないと思ふ訳でございます。よつて本原案が執行部の意図する仕事を十分に達成出来るものとして賛成致す次第でございます。

16番～結論から申し上げます。原案に反対でございます。只今まで本議会が徴税面の強化と云うことを十二分にうたいながら又市長の前答弁には補助金がなければ市町村合併促進協議会を発足させないと云うふうなことでこの案件自体が徴税がまだ3ヶ月間を徴税のどこかに持つて充分に納税の強化と云う面にはかかれると思ふんです。そういう面でこういうふうな強化をいからずに市町村合併促進協議会の予算の運用に持つていくと云うことに対して今まで議会が取つた処置と全く相反するものでございますので、原案に反対でございます。

議長～外に突つた御意見がない様でありますので、討論を終ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので討論を終わります。

議長～日程第7の議案第8号、1965年度宜野湾市才入才出追加更正予算案に対して表決を行います。



限法が合併促進法というのがやがて期限切れになります。この現在あの法自体がザル法であつて何等予算の裏付けがない法律であつて現在その法を改正しようという面で今立法院でも審議されておる。この法が出来て後そういう委員会を充足してもあうて遅れないという面で本案に対して反対するものであります。

19番～結論から申し上げますと、本案件に対して賛成でございます。成程本市の都市計画は現在まで計画の段階であり、今後実施の段階に移らうとしている段階でございます。その場合において計画の段階において既に地域がせまいが故に下積みに会つたという現実がございますが、これは今後区画整理に入つた場合一番大きい問題としてとび出して来るのが公園の問題だところうふうに考える訳でございます。それと同時に果して本市の現在の面積で今後非常に大きな観光施設の誘致が果して可能かどうかといった場合に、この用地自体が他市村に求めなくちやいけないといった様な現実の考えとしても既にこの地域を広げなくちやいけないといった様な問題に到達する訳でございます。成程都市計画というものは百年の大計と申します。しかればふくれ上がつてどうにもならないといった様な状態になつて始めて合併を打ち出すといった様な考え方やなくして、現時点において、即ちよい時期早い時期において計画というものは完全なる計画を持つべきであると。こういうふうなことを考える訳でございます。合併促進協議会が出来ることによつて合併のものがすぐ出来るという様な前提は何もないのでございますけれども、一応本市の置かれてある現状。かつ又将来ということに思いを致す場合、速やかに本委員会を促進させまして、その結果によつて詳しいいわゆる宜野湾市の未来ぞうということを実現させたいという意味において賛成であります。

9番～結論からいいますと反対であります。施政担当者の合



議 長～原案に賛成の方举手願います、

議 長～賛否同数であります、よつて本案は否決致します、

議 長～暫休憩致します、(午後7時23分)

議 長～再開致します、(午後7時 4分)

議 長～本日を締めまし一全日程が終了致しましたので第23回  
定例会を閉じることに致します、尚本日は長時間慎重に  
審議頂きまして誠にありがとうございました、

議 長～\*\*\*~~肉~~ 会\*\*\* (午後7時25分)

上記会議録の次第は、書記が記載したものであるが、その内容  
の正確であることを証するためここに署名する、

1965年 5月 10日

宜野湾市議会議員

議事録署名議員 石田英仁

議事録署名議員 伊佐真得

議長～原案に賛成の方举手願います。

議長～賛否同数であります。よつて本案は否決致します。

議長～暫休憩致します。(午後7時23分)

議長～再開致します。(午後7時 4分)

議長～本日をもちまして全日程が終了致しましたので第23回定例会を閉じることに致します。尚本日は長時間慎重に審議頂きまして誠にありがとうございました。

議長～\*\*\*~~会~~会\*\*\* (午後7時25分)

上記会議録の次第は、書記が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

1965年 〇月 〇日

宜野湾市議会議長

議事録署名議員 石田英二

議事録署名議員 阿佐真得